

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年5月7日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第9号

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岩手県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1 市町村（第2条関係）		別表第1 市町村（第2条関係）	
1 宮古市		1 宮古市	
組織	職員	組織	職員
[略]		[略]	
市長の 事務部 局	本庁 部長 危機管理監 会計管理者 次長 課長 産業支援センター所長 室長 (復興推進室、秘書室、きれいなまち 推進室及び子育て支援室の室長に限る。) 総務課の副主幹及び主査(法規 審査の事務を担当する者に限る。) 企画課の副主幹(秘書の事務を担当す る者に限る。) 財政課の副主幹及び 主査(予算及び庁舎管理の事務を担当 する者に限る。)	市長の 事務部 局	本庁 部長 危機管理監 会計管理者 次長 課長 産業支援センター所長 室長 (秘書室、きれいなまち推進室及び子 育て支援室の室長に限る。) 総務課 の主査(人事、給与、服務、職員団体 及び法規審査の事務を担当する者に限 る。) 企画課の副主幹(秘書の事務 を担当する者に限る。) 財政課の副 主幹及び主査(予算及び庁舎管理の事 務を担当する者に限る。)
	[略]		[略]
[略]		[略]	
2 大船渡市		2 大船渡市	
組織	職員	組織	職員
[略]		[略]	
市長の 事務部 局	本庁 会計管理者 局長 部長 室長 課長 所長 次長(経営法制室、大船渡魚 市場建設推進室及び工事検査室の次長 に限る。) 秘書広聴課の課長補佐及 び秘書係長 総務課の課長補佐(人事 、給与及び服務の事務を担当する者に 限る。)及び人事係長 財政課の課長 補佐(予算の事務を担当する者に限る。)及び財政係長	市長の 事務部 局	本庁 会計管理者 局長 部長 室長 課長 所長 次長(大船渡魚市場建設推進 室の次長に限る。) 秘書広聴課の課 長補佐及び秘書係長 総務課の課長補 佐(人事、給与及び服務の事務を担当 する者に限る。)及び人事係長 財政 課の課長補佐(予算の事務を担当する 者に限る。)及び財政係長
	[略]		[略]
三陸 支所	支所長 課長	三陸 支所	支所長

[略]
[略]

3 花巻市

組 織	職 員	
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	部長 会計管理者 課長 室長（国際交流室の室長に限る。） 所長（市民生活総合相談センターの所長に限る。） 総務課の課長補佐（法規の事務を担当する者に限る。）及び法規文書係長 人事課の課長補佐、意識改革推進係長及び給与厚生係長 管財課の課長補佐 秘書政策課の課長補佐（秘書の事務を担当する者に限る。）及び秘書政策係長 企画調整課の課長補佐 財政課の課長補佐及び財政係長
[略]		
教育委 員会の 事務局 等	保 育 園	[略] 園長（西公園保育園、日居城野保育園及び宮野目保育園の園長に限る。）
[略]		

4 北上市

組 織	職 員	
[略]		
教育委 員会の 事務局 等	事 務 局	教育長 <u>教育次長</u> 課長 総務課の課長補佐
[略]		
[略]		

5～7 [略]

8 陸前高田市

組 織	職 員	
[略]		
教育委 員会の 事務局 等	[略]	

[略]
[略]

3 花巻市

組 織	職 員	
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	部長 会計管理者 課長 室長（国際交流室の室長に限る。） 所長（市民生活総合相談センターの所長に限る。） 総務課の課長補佐（法規の事務を担当する者に限る。）及び法規文書係長 人事課の課長補佐、意識改革推進係長及び給与厚生係長 管財課の課長補佐 秘書政策課の課長補佐及び秘書政策係長 企画調整課の課長補佐 財政課の課長補佐及び財政係長
[略]		
教育委 員会の 事務局 等	保 育 園	[略] 園長（西公園保育園及び宮野目保育園の園長に限る。）
[略]		

4 北上市

組 織	職 員	
[略]		
教育委 員会の 事務局 等	事 務 局	教育長 <u>教育部長</u> 課長 総務課の課長補佐
[略]		
[略]		

5～7 [略]

8 陸前高田市

組 織	職 員	
[略]		
教育委 員会の 事務局 等	[略]	
<u>選挙管理委員 会の事務局</u>	<u>事務局長</u>	

監査委員の事務局	[略]
[略]	

9 釜石市

組織	職員
[略]	
市長の事務部局	本庁 部長 副室長 危機管理監 会計管理者 部次長 課長 事務局次長 所長 (地域包括支援センター及び仮設住宅運営センターの所長に限る。) 室長 (世界遺産登録推進室、国土調査推進室、高規格幹線道路対策室、都市整備推進室、リーディング事業推進室及び廃棄物対策室の室長に限る。) 総務課の課長補佐、秘書係長、行政係長及び職員係長 財政課の財政係長
	[略]
教育委員会の事務局等	事務局 教育長 教育次長 課長 <u>指導監</u>
	[略]
[略]	

10 二戸市

組織	職員
[略]	
市長の事務部局	[略] 総合支所 支所長 課長 <u>室長</u>
	[略]
教育委員会の事務局等	事務局 教育長 部長 課長 <u>主幹</u>
	小学校及び中学校 [略]
	<u>埋蔵文化財</u> <u>所長</u>

監査委員の事務局	[略]
[略]	

9 釜石市

組織	職員
[略]	
市長の事務部局	本庁 部長 副室長 危機管理監 <u>技監</u> 会計管理者 部次長 課長 事務局次長 所長 (地域包括支援センター及び仮設住宅運営センターの所長に限る。) 室長 (世界遺産登録推進室、国土調査推進室、高規格幹線道路対策室、都市整備推進室、 <u>用地調整室</u> 、 <u>復興住宅整備室</u> 、リーディング事業推進室及び廃棄物対策室の室長に限る。) 総務課の課長補佐、秘書係長、行政係長及び職員係長 財政課の財政係長
	[略]
教育委員会の事務局等	事務局 教育長 教育次長 課長
	[略]
[略]	

10 二戸市

組織	職員
[略]	
市長の事務部局	[略] 総合支所 支所長 課長
	[略]
教育委員会の事務局等	事務局 教育長 部長 課長 <u>副主幹(人事、給与及びサービスの事務を担当する者に限る。)</u>
	小学校及び中学校 [略]

	シ タ	
	二	
[略]		

11 [略]

12 奥州市

組 織	職 員	
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	部長 室長（行財政改革推進室の室長に限る。） 会計管理者 課長 総務課の課長補佐、秘書係長、行政係長及び職員係長 財政課の課長補佐及び財政係長 財産運用課の課長補佐
	[略]	
	福 社 事 務 所	[略]
	介 護 セ ン タ ー	所長
	[略]	
	歯 科 診 療 所	[略]
	保 育 所	所長（前沢保育所の所長に限る。）
教育委 員会の 事務局 等	[略]	
	幼 稚 園	園長（佐倉河幼稚園及び南都田幼稚園の園長に限る。）
	[略]	

13 [略]

14 葛巻町

組 織	職 員	
[略]		
町長の 事務部 局	本庁	課長 会計管理者 総務企画課の室長（給与、予算、法規審査及び庁舎管理の事務を担当する者に限る。） 政策秘書課の <u>主任主査</u>

[略]		

11 [略]

12 奥州市

組 織	職 員	
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	部長 室長（行財政改革推進室及び <u>国体推進室</u> の室長に限る。） 会計管理者 課長 総務課の課長補佐、秘書係長、行政係長及び職員係長 財政課の課長補佐及び財政係長 財産運用課の課長補佐
	[略]	
	福 社 事 務 所	[略]
	[略]	
	歯 科 診 療 所	[略]
教育委 員会の 事務局 等	[略]	
	幼 稚 園	園長（佐倉河幼稚園の園長に限る。）
	保 育 所	所長（前沢保育所の所長に限る。）
	[略]	

13 [略]

14 葛巻町

組 織	職 員	
[略]		
町長の 事務部 局	本庁	課長 会計管理者 総務企画課の室長（給与、予算、法規審査及び庁舎管理の事務を担当する者に限る。） 政策秘書課の <u>室長</u>

	病院	病院長 副院長 科長 事務局長 看護師長
[略]		

15 [略]

16 滝沢村

組 織		職 員
[略]		
教育委員会 事務局 等	事務局	教育長 部長 課長（担当課長を除く。）
[略]		
[略]		

17 紫波町

組 織		職 員
[略]		
町長の 事務局	本庁	[略]
	保育所	[略]
[略]		

18 [略]

19 西和賀町

組 織		職 員
[略]		
町長の 事務局	[略]	
	病院	病院長 副院長 外科医長 歯科医長 看護師長 事務長
[略]		
[略]		

20～22 [略]

23 大槌町

組 織		職 員
[略]		
町長の 事務局	本庁	会計管理者 部長 局長 課長 室長 （出納室、復興推進室、被災者支援室 及び情報化推進室の室長に限る。） 総務課の主幹及び主任主査
[略]		

	病院	病院長 理事 副院長 科長 事務局長 看護師長
[略]		

15 [略]

16 滝沢村

組 織		職 員
[略]		
教育委員会 事務局 等	事務局	教育長 部長 課長（担当課長を除く。） 室長
[略]		
[略]		

17 紫波町

組 織		職 員
[略]		
町長の 事務局	本庁	[略]
	情報交流館	事務局長
	保育所	[略]
[略]		

18 [略]

19 西和賀町

組 織		職 員
[略]		
町長の 事務局	[略]	
	病院	病院長 副院長 外科医長 歯科医長 総括看護師長 事務長
[略]		
[略]		

20～22 [略]

23 大槌町

組 織		職 員
[略]		
町長の 事務局	本庁	会計管理者 部長 局長 課長 室長 （出納室及び被災者支援室の室長に限る。） 総務課の主幹及び主任主査
[略]		

24～32 [略]

24～32 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。